

探偵小説の中国起源説について

佐
立
治
人

目次

- 一 「探偵小説」と「推理小説」
- 二 探偵小説の定義
- 三 探偵小説の「起源」について
- 四 探偵小説の中国起源説
- 五 バビロンのダニエルと唐の李徳裕
- 六 お前が犯人だ
- 七 名探偵の心理
- 八 落雷のトリック
- 九 起源か先駆けか

い。本稿では、ポールの「モルグ街の殺人」の内容に触れています。まさかとは思いますが、未読の方がおられましたら御注意下さい。

一 「探偵小説」と「推理小説」

九鬼紫郎『探偵小説百科』（金園社、昭和五十二年）に拠れば、「探偵小説」という用語は、黒岩涙香・丸亭素人共訳『美人の獄』が明治二十三年（一八九〇）に単行本になった時に「探偵小説」と銘うたれたのが、そのはじまりであるという（一四九頁）。また、九鬼同書に拠れば、「推理小説」という用語は、木々高太郎が、雄鷄社から内外探偵小説全集の監修を依頼された機会に、「推理と思索を基調とした小説で、探偵小説もこれに含む」ものとして「推理小説」を提唱し、昭和二十一年（一九四六）七月に刊行が始まった雄鷄社の「推理小説叢書」に「推理」という名称を冠したのが、そのはじまりであるという（四三二頁・五〇四頁）。その後、「東京創元社が、昭和三十一年一〇月（一月の誤り。佐立注。）から「世界推理小説全集」八〇巻を刊行するにおよび、各社もそれにならって全集・叢書の類に「推理」を使用するようになった。（中略）三八年になると日本探偵作家クラブが解消し、社団法人日本推理作家協会が誕生した。」（同上書四三二頁。なお同書巻末の年表を参照。）

中島河太郎『探偵小説辞典』（講談社文庫、一九九八年。初出は一九五二年から五七年。）は「推理小説という語は昭和二十一年の始め頃から使用され、同年十一月、当用漢字表が告示され「偵」がその表に洩れたため、一段と流布するに至ったが（原注。現在は追加され復活した）、探偵小説の同義語にすぎなかった。」（二一六頁）と述べている。雄鷄社の「推理小説叢書」の刊行が始まった昭和二十一年七月から四ヶ月後の同年十一月に内閣告示第三十二号として発表された千八百五十字の当用漢字表の中に「偵」字はなかったが、東京創元社の「世界推理小説全集」の刊行が始まった昭和三十一年一月よりも前の昭和二十九年三月に国語審議会から報告された補正漢字二十八字の中には

「偵」字が含まれている(諸橋轍次『大漢和辞典』索引、大修館書店)。九鬼前掲著書の巻末の年表を見る限り、当用漢字表が発表された昭和二十一年十一月から、補正漢字が報告された昭和二十九年三月まで、即ち当用漢字の中に「偵」字が含まれていなかった期間に刊行された雑誌や叢書は、「探偵」を冠するものはあっても、「推理」と銘うつものはなく、「探偵作家クラブ」が成立したのも昭和二十二年六月であるから、当用漢字表から「偵」字が洩れたために「推理小説」という語が一段と流布するに至った、という中島説は疑わしい。

本稿では、「探偵小説」と「推理小説」とを同じ意味に受け取った上で、「探偵小説」の語を用いる。次節で説明する定義にふさわしいのは「探偵小説」の方であると考えるからである。

二 探偵小説の定義

江戸川乱歩は『鬼の言葉』(『全集』第二十五卷所収、光文社文庫、二〇〇五年。初出は昭和十一年。以下、江戸川乱歩の著作の書誌情報は『全集』の新保博久「解題」に依った。)に収められている「探偵小説の範囲と種類」(初出は昭和十年。)という論文の中で、「探偵小説とは難解な秘密が多かれ少なかれ論理的に徐々に解かれて行く経路の面白さを主眼とする文学である。」(四十頁)と探偵小説を定義した上で、「そこには小説の全体を一貫して何らかの秘密がなければならぬ。犯人が誰かという秘密でもいい。犯罪手段の秘密でもいい。又犯罪には少しも関係のない秘密であっても差支ない。探偵小説は多くの場合犯罪小説の形を取るけれど、それは必然の条件ではない。」(四十一頁)と述べている。しかし、この論文が「探偵小説の定義と類別」と改題されて『随筆探偵小説』(清流社、昭和十二年)に再録された際に加えられた「追記」(前掲『全集』第二十五卷所収)では、「現実の探偵小説史を振り返って

見ると、犯罪のない探偵小説は殆んど見当たらないのだし、(中略)やはり現実に即して定義の中にも「犯罪」の条件を入れる方がよいように、今日では考えている。」(五一七頁)と改められている。

E・A・ポーの「モルグ街の殺人」が探偵小説の元祖であるとするならば、そして、「マリー・ロジェの謎」「盗まれた手紙」が、オーギュスト・デュパンを探偵役とするその続篇であるからには、探偵小説の定義は、ポーのこの三つの作品から導き出さなければならぬ。すると、江戸川乱歩が用いている「秘密」という言葉を借りて言えば、探偵小説で解かれるべき秘密は、乱歩が定義し直したように、犯罪にまつわる秘密でなければならぬことになる。犯罪にまつわる秘密とは、犯罪がどのようにして行われたかという秘密と犯人は誰かという秘密との両方である。「盗まれた手紙」でも、犯人ははじめからわかっていたとは言え、証拠はなかったものであつて、盗まれた手紙がどのようにして隠されているかという秘密を解くことによつて、手紙を盗んだ犯人を確定すること、即ち犯人は誰かという秘密を解くことができたのである。

「マリー・ロジェの謎」では、デュパンは新聞記事に依拠して秘密を解こうとしているから、探偵者が知ることができた手掛かりはすべて、あらかじめ読者に開示されている、とすることができなければならない。「モルグ街の殺人」では、デュパンが知ることができた手掛かりは、新聞記事以外は読者にあらかじめ開示されていない。「盗まれた手紙」では、犯人と思われる者の邸宅を警察が徹底的に搜索しても手紙が見つからなかったという事実以外に、手掛かりが読者に与えられていない。よつて、ポーの探偵小説には、フェア・プレイの規則は存在しない、とすることができ。しかし、ポーのこの三作品では、犯罪がどのようにして行われたか、犯人は誰かという秘密が論理的に解かれていることは明らかである。そこで、この三作品から、探偵小説の次のような定義を導き出すことができる。探偵小説とは、

犯罪を誰がどのようにして行ったかという秘密を探偵者が論理的に解く物語である。

ポーの「黄金虫」及び「お前が犯人だ」が探偵小説であるか否かの議論があるが、「黄金虫」では、暗号を論理的に解読することによって、海賊行為によって得た財宝をどこに隠したかという秘密（犯罪がどのようにして行われたかという秘密に含まれる。）が解かれ、誰が財宝を隠したか（財宝を奪った犯人は誰か）という秘密が解かれたのであるから、「黄金虫」は探偵小説である。「お前が犯人だ」では、探偵者が知ることができた手掛かりが、あらかじめ読者に全く開示されていないけれども、犯罪を誰がどのようにして行ったかという秘密が論理的に解かれているから、「お前が犯人だ」も探偵小説である。

上記のように定義した小説を本稿ではなぜ「推理小説」と呼ばずに「探偵小説」と呼ぶかと言えば、犯罪にまつわる秘密を解く者及び行為は「探偵」と呼ぶのがふさわしく、また探偵行為の中には当然、推理活動が含まれるのに対し、推理する対象は犯罪にまつわる秘密には限らないからである。

三 探偵小説の「起源」について

探偵小説を、犯罪を誰がどのようにして行ったかという秘密を探偵者が論理的に解く物語である、と定義するならば、従来、探偵小説評論家が探偵小説の「起源」として挙げた、西洋の古代から十八世紀までの物語のほとんど全てが、探偵小説の「起源」と呼ぶことはできないものであることになる。このことを説明する前に、「起源」という言葉の本稿での使い方を決めておく。

一八四一年四月に発表された「モルグ街の殺人」が探偵小説の「元祖」である、と言うときの「元祖」は、後の作

家が探偵小説の模範とした作品のうち、最も古い作品という意味で使う。ドイルのホームズ物語も模範ではあるが、最も古い作品ではないから「元祖」ではない。探偵小説の「元祖」である作品を書いた人が探偵小説の「創始者」「発明者」であるとは限らない。「元祖」である作品に影響を与え、その模範となった作品、あるいは作品群が「起源」である。言う方からは、その作品は、たとえ幼稚であっても、上記の定義に当てはまるものでなければならぬ。「元祖」よりも古く、上記の定義に当てはまる作品であっても、「元祖」に影響を与える機会がなかった作品を「先駆け」と呼ぶ。「起源」である作品を書いた人が探偵小説の「創始者」「発明者」である。「先駆け」である作品を書いた人は「先駆者」と呼ぶ。

探偵小説の「起源」として挙げられている物語のうち、例えば、ヘロドトスの『歴史』（松平千秋訳、岩波文庫、上巻、一九九八年。二三五頁から九頁）巻二に記されている、ランプシニトス王の財宝を、財宝庫を建てた大工の二人の息子が盗んだ話では、抜け穴のトリック、首を切り落として身元を隠すトリックが出てくるが、犯罪を誰がどのようにして行ったかという秘密が論理的に解かれていない。ヴォルテルの『ザディークまたは運命』（植田祐次訳『カンディード他五篇』所収、岩波文庫、二〇〇六年。九十七頁から一〇三頁）第三章「犬と馬」では、ザディークが、動物が通った跡、特に足跡から王妃の犬及び王の馬の姿を論理的に推定しているけれども、そもそも犯罪が行われていない。『ザディーク』を探偵小説の「起源」とする考えは、ハワード・ヘイクラフト『娯楽としての殺人』（林峻一郎訳、国書刊行会、一九九二年）が述べるように、「推理というものは探偵事件の一要素にすぎないのに、部分を全体ととりちがえた」（二四四頁）誤解である。

ウエルギリウスの『アエネーイス』（岡道男・高橋宏幸訳、京都大学学術出版会、二〇一七年。三五九頁から三六

四頁) 第八歌では、怪物カークスがヘルクレスの牛を盗む際、牛の尾をつかんで引きずることによって牛の足跡を逆向きにつける、というトリックが出てくるが、犯行がばれたのは、盗まれた牛の鳴き声が聞こえたからに過ぎない。ソポクレスの『オイディプス王』(藤沢令夫訳、岩波文庫、二〇一八年。七十二頁から八十一頁) 第二エペイソディオンでは、ライオス王を誰がどのようにして殺したかという秘密が解かれているけれども、イオカステ妃の説明と探偵者であり犯人でもあるオイディプス王の記憶とが合致した結果、秘密が解けただけであって、探偵者が論理的に秘密を解いたのではない。

ただし、探偵小説の「先駆け」と呼ぶことができる物語が全くないわけではない。『旧約聖書外典』「ダニエル書補遺」の「ベルと竜」では、祭司たちが、ベル神の供物台の下の隠し扉から入って供え物を飲み食いし、ベル神が供え物を食べたと人々をだましていた、という秘密を、灰を踏んだ足跡を証拠としてダニエルが解いている(新共同訳『旧約聖書統編スタデイ版』日本聖書協会、二〇一七年。四六〇頁から一頁)。犯罪を誰がどのようにして行ったかという秘密が論理的に解かれているのである。また、同じく「ダニエル書補遺」の「スザンナ」でも、ダニエルは、スザンナの姦通の現場を見たと言言する二人の長老を別々に引き離して、それぞれに対して、どの木の下で姦通を見たのか質問し、二人の答えが違っていたことを根拠に、二人の証言が偽りであることを明らかにした(同上書、四五三頁から七頁)。ここでも犯罪にまつわる秘密が論理的に解かれているのである。よって、この二つの物語は探偵小説の定義に当てはまる、とすることができるとして、この二つの物語は、「モルグ街の殺人」とはプロットが全く似ていないから、探偵小説の起源ではなく、先駆けにとどまるであろう。

ヘイクラフト『娯楽としての殺人』(前掲)は、「比較的文明が進んでいたギリシャやヘブライ時代の謎物語は、

近代以前の他のいかなる時代の謎物語よりも、今日の探偵小説に似ている」（二十四頁）としながらも、「探偵小説そのものは純粹に近代の産物である。年代的にもそうとしかいえない。探偵小説の本質的なテーマは、犯罪を専門的に探偵するということである。（中略）明らかに探偵というものが生まれるまでは、探偵小説というものもあり得なかつたろう（中略）。そして、探偵というものは、十九世紀に至るまでは、存在しなかつたのである。」（二十二頁から三頁）と述べている。この説に従う限り、「ベルと竜」と「スザンナ」とが探偵小説の先駆けであるのを除いて、探偵小説の起源である作品は、十九世紀に至るまで存在しなかつたことになる。そして、ヘイクラフトは「モルグ街の殺人」が「世界最初の探偵小説であつた。」（同上書、二十二頁）と断言している。「モルグ街の殺人」は、探偵小説の元祖であるのみならず、起源でもあつたと言うのである。

四 探偵小説の中国起源説

前節に記したように、ヘイクラフトは「探偵というものは、十九世紀に至るまでは、存在しなかつたのである。」と述べる。しかし、欧米ではそうであつたのかもしれないが、中国では探偵活動を行う公職が古くから存在した。例えば宋代（九六〇～一二七九）の弓手がそれである。弓手は、犯罪者の逮捕を掌る県尉という官に与えられた手下であり、民間から徵發・募集された（前稿「四人目の盃——宋代の捕盗人「弓手」の活躍——」『ファイナンス』二〇〇四年十一月号掲載）。

E・M・ロング「犯罪と探偵」（田中純蔵訳。鈴木幸夫訳編、H・ヘイクラフト編『推理小説の美学』所収、研究社、一九七四年。十一頁。初出は一九二六年。）は「人びとが証拠の何たるかをよく知らず、刑事訴訟手続きとは違

捕・拷問・自白・死刑というのが常識になっていくかぎり、探偵などの出る幕はなかった」と述べる。それはその通りであって、なぜ中国に古くから探偵が存在したかと言えば、旧中国では秦漢以来、罪刑法定主義に基づいて刑法典が編纂され運用されていた。罪刑法定主義とは、人民が刑罰を避けて罪を犯さないようにするために、また、官吏の横暴から人民を守るために、あらかじめ刑法を制定して人民に公開する、という思想である。罪刑法定主義の目的を実現するためには、裁判官が刑法を正しく適用しなければならない。裁判官が刑法を正しく適用するためには、裁判官が犯罪事実を正確に知らなければならぬ。裁判官が犯罪事実を正確に知るためには証拠を集めなければならない。証拠を集める必要があるから、中国には古くから探偵が存在したのである。

確かに旧中国の裁判では拷問が行われ、被告人の自白が求められたけれども、拷問は、証拠を繰り返し吟味した後でなければ行いうことができない定めであった(『唐律』断獄律、訊囚察辞理条)。被告人の自白が求められたのは、犯罪事実を一番よく知っているのは犯人自身であるから、証言と証拠とに依拠して構成された犯罪事実と間違いがないかどうかを自白の内容に拠って確認して、冤罪を防ぐためであった。自白の内容と証拠との間に矛盾があれば、嘘の自白であることを疑って尋問をやり直すのが、裁判官の正しい態度であった(前稿「旧中国には裁判が無かったという説に対する論評」本誌第六十九卷第二号掲載)。

中国に古くから探偵が存在したのであれば、探偵の存在に伴って、探偵小説も中国には古くから存在した可能性があるのではなからうか。実吉達郎『シャーロック・ホームズと金田一耕助』(毎日新聞社、一九八八年。一四〇頁)は「ヘイクラフトの探偵小説起源論は、白色人種の常としてアジアを無視している。(中略)私は、中国が世界にさきがけて法律、警察制度のそなわった文明国家を作り、探偵小説もその社会において発生した、探偵小説のはじまり

は中国だという新説を立てることも可能だと考える。」と述べている。そして実際、実吉著書が右のように述べる前に、探偵小説の中国起源説は既に提出されていたのである。

フレイドン・ホヴェイダ (Freydoun Hoveyda) 著・三輪秀彦訳『推理小説の歴史はアルキメデスに始まる』(東京創元社、一九八一年。原題 Histoire du Roman Policier 一九六五年刊) は次のように述べている。

「公的な真実というものはなかなか死なないものだから、専門家たちがいまなお涼しい顔をして推理小説の父権をエドガー・アラン・ポオに与え、このジャンルは西欧において、しかも十九世紀になるまで生まれえなかつたと主張しつづけているのを見ても、驚くべきではない。ところが最近、一人の著名なオランダの中国学者がこの見解に正式の否認をもたらしたのである。この学者は十八世紀初頭の中国の、作者不明の原稿を発掘し、それに大いに靈感を与えて『ディー・グリーン・アン (ディー判事が解明した三件の犯罪調査)』を刊行した。ディー判事の方法を詳しく調べれば、このジャンルがともかく中国で生まれたことを認めないわけにはいかない。ヴァン・グーリックはさらに仮説を推しすすめて、このジャンルは他の多くの《中国産小装飾品》と同時に、十九世紀において西欧へ輸入されたとしている。」(七頁)

「超自然と拷問の要素を除けば、ディー判事の捜査は西欧小説のいかなる探偵の捜査にもひけをとらないほどよく似ている。『ディー・グリーン・アン』中の「毒殺された妻の事件」は、(中略)海千山千の愛好家たちをも狂喜させることだろう。」(十頁)

ヴァン・グーリック (Robert Hans Van Gulik 一九一〇～一九六七) が刊行した『ディー・グリーン・アン』とは、一九四九年に東京で出版された Dee Goong An : three murder cases solved by judge Dee である。これは、中国で

「公案小説」と呼ばれる裁判小説の一つ、『狄公案』別名『武則天四大奇案』の英訳である。「毒殺された妻の事件」は、『狄公案』全六十四回のうち、第十九回から第二十四回までに語られている話で、次のようなあらすじである。

『狄公案』は時代文芸出版社刊『武則天四大奇案』を見た。

新婦が夫婦の寝室で、茶壺から入れた茶を飲んだ後、腹痛を起こし死亡した。全身が青く腫れ、七孔（耳・目・鼻・口）から流血していた。美人と結婚したことを羨んでいたとされる新郎の友人が毒殺の罪で告訴された。告訴を受けた県知事の狄仁傑が現場に赴いて調べたところ、茶壺の中に毒が入っていた事実を確認することができたけれども、誰がどのようにして毒を入れたのかわからなかった。また毒も、毒殺によく用いられる毒ではなさそうであった。法廷で審理していた時に茶碗を見ると、茶に灰が浮いていた。この灰が軒先から落ちてきたことを知って、事件の真相を悟り、現場の家で実験を行った。新婦が飲んだ茶の湯を沸かした焜炉をその時と同じ所に置いて湯を沸かしてみると、焜炉の真上にある軒先から、熱気に当てられた毒蛇が頭を出して、焜炉の中によだれを垂らしたのである。新婦は誰かに毒殺されたのではなく、蛇毒にあたって死んだのであった。

このように「毒殺された妻の事件」では、犯罪を誰がどのようにして行ったかという秘密が論理的に解かれているから、この物語は探偵小説であると言えることができる。『狄公案』のこの物語について、『宝石』第五巻第九号（岩谷書店、昭和二十五年九月発行）所載の座談会「中国の探偵小説を語る」で、グリーリック、江戸川乱歩と中国文学者の辛島驍との間で次のような議論が行われている（一三九頁から一四〇頁）。

江戸川（前略）これはともかく十七世紀ですからね。

辛島 私は西洋探偵小説の影響をうけてた後の作品とみますね。

江戸川 しかし十七世紀でしょう。

辛島 いや……。

グーリック この写本は十七世紀または十八世紀ですが、筋はそれよりずっと古いです。たとえば人の頭に細い縫針をいれて殺したという事件はだいぶ古い文献をあらわしている。

江戸川 蛇が毒をたらすというのは僕の考えでは科学的とは思えないが、(中略) まあ認めるとしても、しかし、これは外国という感じじゃないですよ。

辛島 しかしその物語で、現場に皆を連れてきて、衆人環視の中で犯罪の再現をしてみせるというプロットは、どうも私の読んだ限りでは中国にないようです。

江戸川 西洋のシャーロック・ホームズの方は十九世紀末ですからね。

辛島 ですからこれ(原注。狄公案)を十九世紀末の作品というのなら賛成しますが、これを十七世紀までもつていくことはどうかと思うのです。

辛島氏は「衆人環視の中で犯罪の再現をしてみせるというプロットは中国にない」と述べるけれども、三世紀の呉の張拳が動物実験を行って、焼けた死体が焼死体ではなく、死後に焼かれたものであることを証明した話が存在する(前稿「焼けたのは生前か死後か」本誌第六十三巻第三号掲載)。しかし、『狄公案』が創作された年代については辛島説が正しい。時代文芸出版社刊『武則天四大奇案』「導読」に拠れば、『狄公案』は晩清時期に成った作者不明の小

説であり、比較的早い刊本は光緒十六年（一八九〇）上海書局石印本である。よって、『狄公案』の「毒殺された妻の事件」は、探偵小説の一つではあるが、探偵小説の起源でも先駆けでもないのである。

なお、先に記したように、ホヴェイダ著書は「ヴァン・グーリックは（中略）このジャンル（探偵小説を指す。佐立注。）は他の多くの《中国産小裝飾品》と同時に、十九世紀において西欧へ輸入されたとしている。」と述べているが、グーリックの『デー・グリーン・アン』を見る限り、「訳者の序文」でも「訳者の後記」でも、そのような説は主張されていない。

五 バビロンのダニエルと唐の李徳裕

『狄公案』は探偵小説の起源でも先駆けでもないけれども、中国に探偵小説の先駆けが存在することは間違いない。ドロシー・セイヤーズは、自らが編集した『探偵・ミステリー・恐怖短篇小説傑作集』（一九二八年刊）の中に、『旧約聖書外典』『ダニエル書補遺』の「スザンナ」及び「ベルと竜」を探偵小説として採録し、『傑作集』の自序に「「ベルと竜」では、物的証拠から推理するロンドン警視庁流のやり方が極限まで単純化されている。一方、「スザンナ」には、証人どうしを対決させることによって真理を導き出すフランス流のやり方の先駆けが認められるかもしれない。」と注記した（宮脇孝雄訳ドロシー・L・セイヤーズ『探偵小説論』『ピーター卿の事件簿Ⅱ顔のない男』所収、創元推理文庫、二〇〇一年。三二―三頁・三一―五頁・三六―九頁注6）。本稿第三節でも、「ベルと竜」及び「スザンナ」が探偵小説の先駆けであることを確認した。その「スザンナ」のプロット、即ち共同証言者を引き離して別々に証言させることによって、証言内容の食い違いを生じさせ、証言が偽りであることを明らかにする、というプロットと同

じプロットを持つ逸話が、十二世紀に南宋の鄭克が編集した名裁判逸話集『折獄龜鑑』の中に存在するのである。その巻三、李徳裕に次のように記されている。『折獄龜鑑』は『景印四庫全書』所収本及び劉俊文訳註・点校『折獄龜鑑訳註』（上海古籍出版社、一九八八年）を見た。

【和訳】

唐の李徳裕（七八七〜八四九）が浙西觀察使であった時のことです。甘露寺の財産管理僧が、引き継ぎを行う寺の財産から、前任の財産管理僧が若干両の金塊を着服した、と訴えました。数人の歴代の財産管理僧を連れて来て証人とし、代々受け渡されてきた財産目録を提出しました。前任の財産管理僧は金塊を盗み取った罪を認めましたが、その金塊をどこに持って行ったのかがわかりませんでした。徳裕は、その僧が金塊を盗んだというのは事実ではないのではないかと疑いました。すると、その僧はようやく次のように冤罪を訴えました。「寺に居る僧たちは、財産管理の役職につくことを喜んでいきます。何年もの間、金塊の重さを記した財産目録を形の上では受け渡していますが、実際は金塊は存在しません。他の僧たちは、私が孤立して、仲間になれ親しまないのを見て、この機会に乗じて私を陥れようとしたのです。」

徳裕は気の毒に思いながら、「事実を知ることが難しくありません。」と言いました。そして、数台の駕籠を用意して、歴代の財産管理僧に命じて法廷に来させて、質問に答えさせました。駕籠の中に坐らせて、駕籠の扉がすべて壁に向くようにして、それぞれが他の僧を見ることができないようにしました。その上で黄色の泥土をそれぞれに与えて、証拠とするために、代々引き継ぎをしてきたという金塊の形状を模作させました。ところが、模作され

た形状は皆、異なっていました。そこで、誣告ではないかと取り調べたところ、一人残らず罪を認めました。(原注。『疑獄集』は出所を記していない。)

【原文】

唐李德裕、鎮浙西。有甘露寺主僧、訴交割常住物、被前知事僧没金若干兩。引前數輩為証。遞相交付文籍在焉。新受代者、已服盜取之罪、未窮破用之所。德裕疑其非實。僧乃訴冤曰、居寺者樂於知事。積年以來、空交付兩文書。其實無金矣。衆人以其(『隱居通議』卷三十一所引は「某」に作る。)孤立、不狎流輩、欲乘此擠之。德裕惻然曰、此不難知也。乃以兒子數乘、命閔連僧入對、坐兒子中、門皆向壁、不得相見。各与黃泥、令模前後交付下次金形状、以憑証拋。而形状皆不同。於是、劾其誣罔。一一服罪。(原注。旧不著出処。)

『旧唐書』卷一七四、李德裕伝に拠れば、李德裕が「浙西に鎮」した、即ち浙江西道觀察使であったのは、長慶二年(八二二)九月から太和三年(八二九)八月まで、太和八年(八三四)九月から同九年(八三五)四月まで、開成元年(八三六)十一月から同二年(八三七)五月までの三度である。右の逸話がどの時期のものであるのかわからない。浙西觀察使の治所は潤州(現在の江蘇省鎮江市)であった。

『折獄龜鑑』の文章の末尾に「旧、出処を著さず。」と注記されており、「旧」は『疑獄集』を指すから、『折獄龜鑑』はこの逸話を『疑獄集』から採録し、『疑獄集』はこの逸話の出所を記していなかったことが知られる。『疑獄集』は、五代後晋の和凝が編集し、その子、北宋の和嶸が増補した名裁判逸話集である。『疑獄集』の原本は伝わっていないが、『疑獄集』に収録されていた逸話はすべて『折獄龜鑑』に取り込まれている(前稿「和氏父子撰『疑獄

『集』の整理」『関西大学法学論集』第五十一卷第六号掲載）。劉俊文『折獄龜鑑詁註』（前掲、一三一頁注八）に拠れば、この逸話の出所は唐の馮翊子撰『桂苑叢談』である。ただし、現在伝わっている『桂苑叢談』では、『折獄龜鑑』の文章の「形状皆不同（形状、皆、同じからず）」に当たる箇所が「竟模不成（竟に模して成らず）」（金塊の形状を模作することができなかった）となっており、共同証言者の証言内容の食い違いが表現されていない。『桂苑叢談』は『景印四庫全書』所収本、『太平広記』（中華書局、一九六一年）巻一七二所引文、『唐語林校証』上（唐宋史料筆記叢刊、中華書局）巻一所引文、『嘉定鎮江志』（宋元地方志叢書、大化書局）巻二十二所引文、百二十卷本『說郛』（上海古籍出版社）巻二十六所引文を見た。

『折獄龜鑑』に記されている李徳裕の逸話で注目すべき点は、金塊を盗んだ罪を被告人が認めているにもかかわらず、金塊の行方がわからないという理由で、すぐに判決を下さなかったことである。旧中国の裁判では、判決を下すためには原則として被告人の自白が必要であったけれども、自白があるからと言って、証拠がないのに自白だけに依拠して判決を下すのは、裁判官の正しい態度ではなかったのである。

このように、『折獄龜鑑』に採録されている李徳裕の逸話が「スザンナ」と同じプロットを持つ以上、「スザンナ」を探偵小説とみなし、探偵小説の先駆けと位置づけるのであれば、李徳裕の逸話も探偵小説とみなし、探偵小説の先駆けと位置づけるのでなければ不公平である。「スザンナ」と李徳裕の逸話との間に連絡があるのかどうかという問題は興味深いけれども、他の研究者に委ねたい。

李徳裕の逸話は『折獄龜鑑』を經由して『棠陰比事』に収録された。『棠陰比事』は十三世紀に南宋の桂万榮が『折獄龜鑑』の中から一四四話を選んで編集した名裁判逸話集である。『棠陰比事』には、李徳裕の逸話の他にも、

呉の張拳が動物実験を行った逸話等、探偵小説の定義に当てはまる逸話がたくさん収められているが、そのいくつかは小酒井不木「棠陰比事解説」(『小酒井不木隨筆評論選集』第四卷所収、本の友社、平成十六年復刻版。初出は大正十三年から十四年)で紹介されており、『棠陰比事』は翻訳(駒田信二訳、岩波文庫、一九八五年)があるので、ここで一々紹介はしない。

六 お前が犯人だ

周知のように、「モルグ街の殺人」には根本的な問題点が存在する。それは言うまでもなく血痕の問題である。被害者の一人は、胴体から離れるほど深く首を切られていたのであるから、血痕をたどれば、その死体がどこから投げ落とされたのか、犯人がどこから逃げたのか、すぐにわかったはずである。さらには血の手型や足跡から、犯人が人間ではないこともわかったかもしれない。ところが、同作品では血痕について全く検討されていないのである。

一方、旧中国の捜査官は、微細な血痕も見逃がさなかった。南宋の王明清が紹熙五年(一一九四)に著した『揮塵後録』の巻七に次のように記されている。『揮塵後録』は『叢書集成初編』所収本を見た。

【和訳】

私の祖父が安州応城県(現在の湖北省応城県)の尉に任じられていた時のことです。ある村人が何者かに殺されました。現場に赴いてその死体を検験しましたが、犯人がわかりませんでした。祖父が検屍の様子を注視している時、一人の弓手が後ろで日傘を持っていました。祖父はいきなりその弓手を捕縛させて言いました。「この人を二

日前にこの場所に派遣しました。この人の顔に爪痕があります。一方、死体の手の爪に血がついています。このことから考えますと、あなたが犯人です。」訊問したところ、その通りでした。

【原文】

先祖初任安州応城尉。有村民、為人所殺。往驗其尸、而未得賊。先祖注觀之次、有弓手、持蓋于後。先祖即令縛之云、此人兩日前、差出是処。面有爪痕、而尸手爪有血。以是驗之、当爾。訊治、果然。

【訓読】

先祖、初め安州の応城の尉に任ぜらる。村民有り、人の殺すところと為る。往きて其の尸を驗す。而れども未だ賊を得ず。先祖、注観するの次、弓手有り、蓋を後ろに持す。先祖、ただちに之れを縛せしめて云う、此の人、兩日前に是の処に差出す。面に爪痕有り。而して尸手の爪に血有り。是れを以て之れを驗するに、当に爾^{なせ}たるべし。と。訊治するに果して然り。

「先祖」とは、著者王明清の祖父、王萃（萃）を指す。王萃は北宋末から南宋初めにかけて活躍した。第四節に書いたように、梟尉は犯罪者の逮捕を掌る官であり、弓手はその手下であるから、弓手は探偵である。この殺人事件の犯人は、探偵であったのである。

七 名探偵の心理

明末に馮夢龍が編集した白話短篇小説集『醒世恒言』の第十三卷「勘皮靴单証二郎神」について、辛島驍「醒世恒

言(二) 各巻解題」(『全訳中国文学大系』第一集第十一巻『醒世恒言(二)』所収、東洋文化協会、昭和三十三年)は「犯罪文学であり、中国の探偵小説としても注意すべき作品である。(中略) 怪奇的なヴェールを、所謂クロフツ型の探偵が解いてゆくという点でも、甚だ興味深い作品である。」(「解題」の三頁)と述べている。

この小説のプロットは、皇帝の一人婦が、嚴重に閉ざされた邸で何者かと姦通し、名探偵が、部屋に残された皮靴を手掛かりに捜査して姦通犯にたどりつく、というものである。閉ざされた邸に姦通犯が妖術を使って侵入した点是非合理的であるが、皮靴を手掛かりとする捜査の仕方は全く合理的である。辛島「解題」は、この小説は、南宋時代に作られた物語をもとにして書かれた、とする(三頁から四頁)。

この小説で注目すべき点は、名探偵の再貴が、事件の真相が半分ほどわかった段階で、上司から捜査の成果を問われて、「まだ報告すべき事柄はありません。」と答えた(原文。只說還沒有消息。)ことである。後世の探偵小説に見られる、事件の真相が完全にわかるまで、捜査の成果を誰にも語りたくない名探偵の心理が、ここに早くも現れているのである。

八 落雷のトリック

短かすぎるといふ点さえ問題にしなければ、次に掲げる逸話を読めば、「モルグ街の殺人」よりも前に旧中国に探偵小説が存在したことは、誰も否定することができないであろう。清の紀昀(一七二四〜一八〇五)が乾隆五十四年(一七八九)に著した『灤陽消夏録』全六巻は、刊行後、嘉慶五年(一八〇〇)に『閱草堂筆記』の巻一から巻六までに収められた(今村与志雄「解説」『中国古典文学全集20剪燈新話・剪燈余話・閱草堂筆記・子不語他』所収、

平凡社、昭和三十三年。三四九頁。その『灤陽消夏録』卷四、即ち『閱微草堂筆記』卷四に次のような逸話が記されている。『閱微草堂筆記』は『筆記小説大観』所収本を見た。

【和訳】

雍正十年（一七三二）壬子六月のことです。夜に激しい雷雨があり、獻県（直隸河間府に属する。現在の河北省獻県。）の城郭の西に住む一人の村人が雷に撃たれて死亡しました。県令の明公、名は晟、が現場に赴いて驗屍を行い、遺体を棺に納めさせました。半月余りが過ぎて、明公は突然、一人の男を拘引して訊問しました。「あなたは何のために火薬を買ったのですか。」男は「鳥を取るためです。」と答えました。明公が詰問しました。「銃で雀を撃つためには、少ないときは数錢（一錢は約三・七グラム）足らず、多いときでも一兩（約三十七グラム）ばかりあれば、一日用いるのに十分です。あなたはどのようにして二三十斤（一斤は約六百グラム）も買ったのですか。」男は「何ヶ月でも使うことができますようにするためです。」と答えました。明公がさらに詰問しました。「あなたが火薬を買ってから、まだ一ヶ月になりません。ですから使用した火薬は、合計して一二斤に過ぎないはずですよ。その余りは今、どこに貯蔵しているのですか。」その男は答えることができませんでした。拷問にかけたところ、案の定、姦通相手の夫を謀殺した事実を自白しました。姦通相手である婦人とともに死刑になりました。

ある人が明公に「どうしてこの人が犯人だとわかったのですか。」と質問しました。明公は次のように答えました。「火薬は数十斤の量がないと、雷に見せかけることができません。火薬を調合するには必ず硫黄をいいます。今はまさに夏の盛りです。年末年始に爆竹を放つ時ではありません。今の季節に硫黄を買う人は数えるほどしかい

ません。私はひそかに手下を市場に遣わして、誰が硫黄をたくさん買ったかを調べさせました。すると皆、某職人が買ったと言いました。また、某職人が誰に火薬を売ったかをひそかに調べさせますと、皆、某人に売ったと言いました。だからわかったのです。」

さらに、「どうして雷が二セ物だとわかったのですか。」と質問しますと、明公は次のように答えました。「雷が人を撃つときは、上から下に向かい、地面を裂きません。屋根をこわすときも上から下に向かいます。今回の事件では、苫草ぶきの屋根が完全に吹き飛んでおり、土炕（オンドル）の床面もはがれ去っていましたので、火が下から起こったことがわかりました。また、現場は県城から五六里（一里は約五八〇メートル）離れているだけです。私が県城内で見た雷電と現場で見られた雷電とは同じものです。この夜の雷電は、はげしくはありましたが、すべて雲の中をぐるぐるまわっているだけで、どこかに落ちた様子はありませんでした。だからわかったのです。事件当時、被害者の妻は、前から里帰りしていたので、アリバイがあつて、取り調べるできませんでした。ですから、先ずこの男を自白させる必要があつたのです。その後であれば、被害者の妻を取り調べるできませんでした。」

この県知事は、明察であると言えます。

【原文】

雍正壬子六月、夜大雷雨。猷県城西、有村民為雷擊。県令明公晟往驗、飭棺斂矣。越半月餘、忽拘一人訊之曰、爾買火藥何為。曰、以取鳥。詰曰、以銃擊雀、少不過數錢、多至兩許、足一日用矣。爾買二三十斤何也。曰、備多日之用。又詰曰、爾買葉未滿一月、計所用不過一二斤。其餘今貯何處。其人詞窮。刑鞠之、果得因姦謀殺狀。与婦

並伏法。

或問、何以知爲此人。曰、火藥非數十斤、不能偽爲雷。合藥必以硫黃。今方盛夏、非年節放爆竹時。買硫黃者可數。吾陰使人至市、察買硫黃者誰多。皆曰某匠。又陰察某匠壳藥於何人。皆曰某人。是以知之。

又問、何以知雷爲偽作。曰、雷擊人、自上而下、不裂地。其或毀屋、亦自上而下。今苦草屋樑皆飛起。土炕之面亦揭去。知火從下起矣。又此地去城五六里。雷電相同。是夜雷電雖迅烈、然皆盤繞雲中、無下擊之狀。是以知之。爾時其婦先歸寧、難以研問。故必先得是人、而後婦可鞫。

此今可謂明察矣。

獻県は、著者紀昀の本籍地である。雍正十年は紀昀が九歳の年である。県令の明晟は、民国十年重刊『湖北通志』（華文書局『中国省志彙編』所収）卷一三九、人物志、列伝に拠れば、字は恕齋、湖北省応山県の人。雍正元年（一七二三）の進士。礼部主事、蘇州知府等を歴任して江西按察副使となり、老齢で致仕した。

夫が殺された時に実家に帰っていた妻が死刑になったのは、清律の刑律、人命、殺死姦夫条に「妻妾、姦に因り、同謀して親夫を殺死する者は凌遲処死。姦夫は斬に処す。もし姦夫、自ら其の夫を殺す者は、姦婦、情を知らずとも、絞。」とあるように、清律では、妻の姦通相手が夫を殺したときは、姦通相手が夫を殺すつもりであることを知らなくても、妻は絞刑を科され、夫を殺す相談を妻が姦通相手としたのであれば、妻は凌遲処死の刑に処される定めであったからである。

右の逸話では、犯罪を誰がどのようにして行ったかという秘密を、裁判官である県令が完全に論理的に解いている

から、この逸話は裁判官を探偵役とする正真正銘の探偵小説であると言えることができる。この『関草堂筆記』の逸話は、捕物帳の元祖である『半七捕物帳』の作者、岡本綺堂が、昭和十年（一九三五）に刊行された『支那怪奇小説集』（サイレン社。『中国怪奇小説集』光文社時代小説文庫、一九九九年）に翻訳して収録している。さすがは捕物帳の創始者、慧眼である。

九 起源か先駆けか

『半七捕物帳』の「三つの声」について、山田風太郎「半七捕物帳を捕る」（『半身棺桶』所収、ちくま文庫、二〇一七年。初出は一九五二年。）は「厳密に言えば、探偵小説的にみて、水もたまらぬきれあじを感じさせられたのは（『半七捕物帳』の中では。佐立注。）「三つの声」ただ一篇である。おそらく翻案ではないかと思われるが、その出所を私は思いつかない。」（四一七頁）と述べている。「三つの声」で使われている不自然な呼びかけのプロットを綺堂がどこから借りたかは明らかでないが、そのプロットの源は南宋の施德操の『北窓炙輿録』に記されている逸話である（前稿「不自然な呼びかけ」『関西大学図書館フォーラム』二〇〇六年第十一号掲載）。先入観を持たずに見ることができさえすれば、「モルグ街の殺人」よりもはるかに昔から中国には探偵小説が存在したことを、誰もが認めざるを得ないはずである。

残る問題は、中国の探偵小説が、欧米の探偵小説から見て、その起源であるのか、それとも先駆けに過ぎないのか、つまり、中国の探偵小説と「モルグ街の殺人」との間に連絡があるのかないのか、という問題である。連絡がある、と答えるための史料的根拠はまだ見つけていないけれども、欧米と中国との間で文化の交流が盛んに行われていた十

九世紀前半という時期に、中国に昔から存在した探偵小説の影響を全く受けることなく、欧米で、偶然、突如として、探偵小説が発明された、と主張することには無理があるのでなかろうか。